

「あかぎ年金定期100」規定

あかぎ信用組合

1. 預入資格

本定期預金（あかぎ年金定期100）は、国民年金・厚生年金・共済年金（以下「公的年金」という）の受取りを当組合で既に開始されているお客様、または当組合で新たに開始されるお客様に限りお預入できます。

2. 取扱店舗

本定期預金の預入及び支払は、公的年金の受取りを指定している店舗のみお取扱いとします。

3. お預入限度額

預入資格のあるお客様一人につき、100万円を限度とします。

4. お預入預金、種類及び預金名義

期間1年の自由金利型定期預金（M型）（以下「スーパー定期1年もの」という）の元金自動継続定期預金を原則として年金受取口座の総合口座定期預金及び通帳式定期預金とします。定期預金の名義は年金受取りをされているお客様の名義に限ります。

5. 少額貯蓄非課税制度（マル優）の利用

本定期預金は少額貯蓄非課税制度（マル優）を利用することができます。

6. 適用利率

（1）上記1. に掲げる公的年金を本定期預金の預入期間を通して当組合で受け取る場合、当組合が預入日現在、店頭に表示している「あかぎ年金定期100」の利率を約定利率とします。

（2）当組合がやむを得ないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合は、その利息は預入日から解約日前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率によって計算し、この預金とともに支払います。

- | | |
|-------------|------------------|
| ① 6ヶ月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| ② 6ヶ月以上1年未満 | 「6.（1）」の約定利率×50% |

7. 自動継続後の本定期預金の適用利率

本定期預金を自動継続する場合、継続後の適用利率は継続日現在の「あかぎ年金定期100」の利率とします。

8. 本定期預金を総合口座の担保とした場合の取扱い

本定期預金は総合口座の担保預金とすることができ、この場合貸越利率は通帳記載の利率に総合口座取引規定記載の利率を加えた利率とします。

9. その他

本規定に定めない事項については、自動継続自由金利型定期預金（M型）規定及び総合口座取引規定により取扱います。

10. 規定の変更

（1）この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合のウェブサイトへの掲載による公表その他の方法で周知することにより、変更できるものとします。

（2）前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。